

「PCB廃棄物の処理に関する説明会」 質疑応答

○平成22年3月24日（水）

- Q. 国立大学で保管しているトランスやコンデンサで、微量のPCBが含まれるかどうか分析する必要がありますか。また、そのときに県の補助を受けることができますか。
- A. 銘板や製造メーカーへの問い合わせなどで、PCBの含有が明らかにならない場合は分析をお願いします。
補助対象者は、「法人その他団体」及び「個人」となっており、「国・地方公共団体・独立行政法人・公社とこれらに準ずるもの」は該当しません。
- Q. 安定器の予備登録や搬入荷姿登録は、いつまでに誰に対して行えばよいのですか。
- A. 処理委託契約の半年前までに、日本環境安全事業株式会社（JESCO）まで登録をお願いします。
- Q. 現在、安定器をバンドタイプのステンレス缶で保管しています。指定容器に該当しませんが、処理委託できますか。
- A. 指定容器以外の容器についても処理委託は可能です。ただし、指定容器割引は適用されません。
- Q. 県に提出しているPCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書には、安定器の個数とそれぞれの重量を記載していますが、保管容器の重量を含めた総重量は記載していません。日本環境安全事業株式会社（JESCO）との処理契約では、総重量となっているようで、県に提出した内容（個別重量と総重量）に違いが生じますが、大丈夫ですか。
- A. 記載内容の違いについてですが、表記上の違いでありましたら問題ございません。ただし、記入漏れなどの場合は訂正が必要になりますので、すみやかに県にご相談ください。
- Q. 水銀灯安定器や低圧ナトリウム灯安定器は処理対象になりますか。
- A. 処理対象となります。ただし、機器自体が非常に小さい場合もあり、その場合はPCB汚染物として処理するケースも考えられます。
- Q. 指定容器1缶あたり588,000円割引のようですが、指定容器が2缶ある場合は、1,176,000円の割引となるのですか。

A. そのような割引になります。

Q. 重点搬入計画表では徳島市は4回あるようですが、他の市町村では1回だけですか。

A. 徳島市は町名等により中心部・北部・西部・南部と4つの区域に分けています。このため、4回搬入できるのではなく、他の市町村と同様に原則1回となります。どの地区が重点搬入時期かについては、お問い合わせください。

Q. 徳島市中心部でトランスと安定器を保管していますが、重点搬入計画に基づき1回目にトランス、2回目に安定器を搬入しなければいけないのですか。

A. 登録手続きが間に合えば、安定器についても1回目の搬入も可能です。詳細については、日本環境安全事業株式会社（JESCO）にご相談ください。

Q. 安定器を鉄製容器に保管していますが、指定容器に移し替えようと考えています。以前保管していた鉄製容器は、通常の廃棄物として処理できますか。

A. 油漏れしておらず汚染されていなければ、通常の産業廃棄物として処理可能です。

Q. 安定器の処理料金が非常に高いようです。東京事業所で安定器を処理するときの料金は、もっと安かったと思いますがどうしてですか。

A. 東京事業所では既存施設を利用して処理する方法を予定していましたが、処理工程で不都合が生じ現在のところ受け入れを停止しています。新たな処理方法を導入し施設を建設したため、処理料金が高くなりました。今後は新しい処理方式が採用されるので、処理料金については全国統一料金となります。

Q. なぜ安定器を運搬するときは専用の容器に入れる必要があるのですか。

A. 消防法の関係で安定器は危険物に該当します。この危険物を運搬するときには、専用の容器に入れる必要があります。

Q. 指定容器をどのように購入したらよいですか。

A. 容器の製造メーカーに問い合わせいただくか、比較的大きなホームセンターや専門店で購入できます。又は収集運搬業者にご相談下さい。